東紀州（紀北）防災ネットワーク推進会議設置要綱

（名称）
第１条　本部会は、東紀州（紀北）防災ネットワーク推進会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）
第２条　東紀州地域は、南海トラフ地震により大きな被害が予測されており、特に津波による大きな被害及びその他災害等による交通の途絶による孤立への対処が重要となっていることから、会議では、地域が主体となった「知る」「備える」「行動する」という防災活動について、情報共有や協議、支援を行い、構成員である地域の多様な主体が協働して対応していくことにより、地域防災力の一層の向上を図っていくことを目的とする。

（役割）
第３条　会議の役割は以下のとおりとする。
（１）地域の多様な主体間の情報共有
（２）地域の必要な課題の抽出
（３）地域の多様な主体（住民団体、防災関係機関、事業者、市町、県など）のネットワーク作りの促進
（４）その他地域防災力の一層の向上を図る取組

（会議の構成）
第４条　会議は、別表の者をもって構成する。また、別表の者が参加できない場合は、代理の者の出席を認める。
２　会議には、必要に応じて別表の構成員の他に関係者の参加を求めることができる。
３　会議には会長を置く。
４　会長は会議を招集し、また会議を代表し会務を総理する。
５　会長に事故あるときは会長が指名する者が代行する。

（協働事業）
第５条　会議は、第２条の目的に資するため、東紀州（紀南）防災ネットワーク推進会議と合同して、協働で事業を行うことができる。

（事務局）
第６条　事務局は三重県紀北地域活性化局に置く。

（その他）
第７条　その他会議の運営等に必要な事項については、会議で協議し、定めるものとする。

附　則
　本要綱は、平成２１年６月２６日から施行する。
附　則
　本要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
　本要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
　本要綱は、平成３０年１１月５日から施行する。
附　則
　本要綱は、令和元年１２月１９日から施行する。